

旭川市介護予防インストラクター派遣事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第1項第2号の規定に基づき、地域における高齢者の介護予防に資する自主的な取組を推進するため、運動指導に関する資格及び高齢者に対する運動指導の経験を有する者（以下「インストラクター」という。）が、当該介護予防に関する活動の支援を行う旭川市介護予防インストラクター派遣事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、旭川市（以下「市」という。）とする。

2 市長は、事業を適切に運営できると認められる法人に対し、事業の全部又は一部を委託することができる。

(対象団体)

第3条 事業の対象となる団体は、本市を拠点に、住民主体の通いの場として参加者が主体的に運営を行っている団体（以下「通いの場」という。）とする。

(事業の内容)

第4条 事業は、事業の利用を申請した通いの場の活動場所にインストラクターを派遣し、当該活動の参加者に対して運動指導を行うものとする。

(申請手続)

第5条 事業の利用を希望する通いの場は、インストラクター派遣申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定によるインストラクター派遣申請書の提出があり、事業の実施が効果的と判断した場合は、事業の利用を認め、申請のあった通いの場に対し、インストラクター派遣決定通知書（様式第2号）により、その旨を通知するものとする。

(安全管理)

第6条 インストラクターは、運動指導を行うに当たり、様々な身体機能の参加者が取り組めることに配慮し、安全な運動プログラムを実施するものとする。

(利用回数)

第7条 インストラクターの派遣回数は、1団体につき、一の年度において3回までとする。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りでない。

2 一の年度におけるインストラクターの総派遣回数は、予算の範囲内において決定し、予算額に達した時点で、当該年度の派遣申請の受付を終了する。

(費用負担)

第8条 利用団体は、事業への参加に際し費用の負担を要しないものとする。

(実施内容の報告)

第9条 運動指導を行ったインストラクターは、報告書を市長に提出するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

年 月 日

(宛先) 旭川市長

申請者 住所
氏名

インストラクター派遣申請書

1 インストラクター派遣希望日時

日 程 : 年 月 日

時 間 : 時 分 から 時 分 まで

2 派遣場所

団体名 :

所在地 :

3 代表者連絡先

氏 名 :

自宅住所 :

連絡先 : (自宅)

(電話番号) (携帯)

4 希望する運動メニューの強度

- 強 (きついと感じる運動メニュー)
- 中 (ややきついと感じる運動メニュー)
- 弱 (楽に感じる運動メニュー)

5 希望する指導内容

- 日頃から実施している体操の見直し
- 新たな運動プログラムの紹介
- その他 ()

※ 本事業で得た情報は、旭川市の介護予防に関する事業の評価、住民主体の通いの場（自主サークル等）の情報の把握、地域包括支援センターが実施する健康相談等に使用させていただきます。それ以外の目的で使用することはありません。

年 月 日

様

旭川市長

インストラクター派遣決定通知書

先に申請をいただきました「旭川市介護予防インストラクター派遣事業」における介護予防インストラクターの派遣につきまして、次のとおり決定したのでお知らせいたします。

1 派遣日時

日 程 : 年 月 日

時 間 : 時 分 から 時 分 まで

2 インストラクター氏名

3 連絡先

(担当者)

所属

氏名

連絡先